

支援策【 】内は制度の主体を表示しています。例【国】=国の制度		対 象	概 要	問 合	
資金繰りのための融資等を受けたい	35	衛生環境激変特別貸付(特別貸付) 【日本政策金融公庫・市】	旅館業、飲食店営業および喫茶店営業を営む中小企業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>直近の売上が前年より10%以上減少した旅館業、飲食店営業および喫茶店営業を営む事業者に対し、別枠で貸付(一定の条件により金利0.9%引下げ)</li> <li>&lt;融資条件&gt; <b>融資限度額：1,000万円</b>(旅館業は<b>3,000万円</b>) <b>償還期間：運転7年以内</b>(据置2年以内) <b>融資条件：1.86%</b></li> </ul>	日本政策金融公庫 岐阜支店 ☎058-263-2137 高山商工会議所 ☎32-0380 高山北商工会 ☎72-4130 高山西商工会 ☎53-3112 高山南商工会 ☎52-3460 飛驒高山旅館ホテル組合 ☎57-9800 高山飲食業組合 ☎36-2858
			<ul style="list-style-type: none"> <li>事業者の負担を軽減するため、市による支援を追加(令和3年9月までの融資実行分)</li> <li><b>利子：3年間全額補給</b></li> </ul>	商工振興課 ☎35-3144	
	36	農林漁業セーフティネット資金 【日本政策金融公庫】	農林漁業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>資金繰りに著しい支障をきたしている事業者に対し、経営の維持安定に必要な長期運転資金を貸付</li> <li><b>利率：貸付当初5年間実質無利子、実質無担保、貸付限度額1,200万円</b>など(6月30日(水)までの貸付決定分)</li> </ul>	日本政策金融公庫 ☎0120-926-478 市内金融機関
	37	林業・木材産業災害復旧対策保証 【農林漁業信用基金】	林業・木材産業運営者	<ul style="list-style-type: none"> <li>経営の維持安定が困難な運営者に対する貸付</li> <li>債務保証の<b>当初5年間の保証料免除、保証限度額8,000万円</b></li> </ul> ※申込窓口は、取引先の金融機関	農林漁業信用基金 ☎03-3294-5585
	38	社会福祉施設等に対する融資 【福祉医療機構】	社会福祉施設などの運営事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業を継続することが困難な運営事業者に対し、通常よりも有利な条件で貸付</li> <li>貸付利率：<b>当初5年間6,000万円</b>(新型コロナウイルス感染症が出たことによる休業などにより減収となった入所施設(地域密着型は除く)は1億円)まで<b>無利子</b>、当該金額を超えた部分は0.2%、6年目以降0.2%</li> </ul>	福祉医療機構 ☎0120-343-862 ☎03-3438-0403
	39	セーフティネット保証 【信用保証協会】	売上が一定程度減少した中小企業者	<保証4号> <ul style="list-style-type: none"> <li>直近の売上が前年より20%以上減少した事業者に対して、通常の保証枠とは別枠で、<b>2.8億円まで借入債務枠を追加</b></li> </ul> <保証5号> <ul style="list-style-type: none"> <li>感染症の影響が生じている対象業種で、直近の売上が前年より5%以上減少した事業者等に対して、通常の保証枠とは別枠で、<b>2.8億円まで借入債務枠を追加</b></li> </ul> ※4号と5号は併用可であるが、同じ枠での利用となる	商工振興課 ☎35-3144 岐阜県信用保証協会高山支店 ☎33-5014
	40	危機関連保証 【信用保証協会】	売上が一定程度減少した中小企業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>直近の売上が前年より15%以上減少した事業者に対して、通常の保証枠およびセーフティネット保証の保証枠とは更に別枠で、<b>2.8億円まで借入債務枠を追加</b></li> </ul>	
41	危機対応融資 【商工組合中央金庫】	中小企業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>直近の売上が前年より5%以上減少した事業者に対する資金繰り支援として貸付を実施(融資後3年間で金利0.9%引下げ)</li> <li>国による利子補給あり(金額上限・条件あり)</li> </ul> <融資条件> <b>融資限度額：3億円</b> <b>償還期間：運転15年以内、設備20年以内</b> (いずれも据置5年以内) <b>融資条件：1.11%</b>	商工組合中央金庫 新型コロナウイルス感染症特別利子補給制度事務局 ☎0120-542-711 ☎0570-060515	